【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年２月12日
【四半期会計期間】	第16期第１四半期（自　平成26年10月１日　至　平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社ウェブクルー
【英訳名】	WebCrew Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　藤島　義琢
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
【電話番号】	03－5789－1220（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理ディビジョン統轄　今森　教仁
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番３号
【電話番号】	03－5789－1220（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理ディビジョン統轄　今森　教仁
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期 第１四半期連結 累計期間	第16期 第１四半期連結 累計期間	第15期
会計期間		自　平成25年 10月１日 至　平成25年 12月31日	自　平成26年 10月１日 至　平成26年 12月31日	自　平成25年 10月１日 至　平成26年 ９月30日
売上高	（千円）	5,324,828	4,015,138	21,338,030
経常利益	（千円）	728,692	536,011	1,641,934
四半期（当期）純利益	（千円）	389,911	241,529	843,122
四半期包括利益又は包括利益	（千円）	521,804	331,313	968,612
純資産額	（千円）	5,170,196	5,696,480	5,667,291
総資産額	（千円）	13,085,725	11,691,253	13,710,070
１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	18.96	11.26	40.73
潜在株式調整後１株当たり四半期（当期）純利益金額	（円）	16.81	10.38	36.58
自己資本比率	（％）	37.7	46.4	37.7

（注）１　当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２　売上高には、消費税等は含んでおりません。

２【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、親会社２社、当社（株式会社ウェブクルー）、連結子会社９社及び持分法適用関連会社１社により構成されており、保険サービス、ＩＴサービス、生活サービス、メディアレップを主たる事業としております。

㈱ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング（以下「公開買付者」といいます。）が平成26年11月13日より実施しておりました当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成26年12月18日をもって終了し、その結果、公開買付者は、平成26年12月26日（本公開買付けの決済の開始日）付で当社に対する議決権所有割合が50％を超えることとなり、当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなりました。これに伴い、公開買付者の親会社である㈱光通信も、当社の親会社に該当することとなりました。

当第１四半期連結累計期間における、各セグメントに係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

なお、当第１四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第４　経理の状況　１　四半期連結財務諸表　注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

<保険サービス>

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

<ＩＴサービス>

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

<生活サービス>

主要な関係会社の異動は、当第１四半期連結会計期間より、㈱アガスタは、重要性が低下したため連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めており、㈱イッカツは、全株式を売却したため連結の範囲から除外しております。

<メディアレップ>

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

<その他>

主要な関係会社の異動は、㈱ウェブクルーリアルエステイト、㈱小肥羊ジャパン、㈱小肥羊北海道、㈱小肥羊パートナーズ及びグレートアジアパワー㈱は、当第１四半期連結会計期間より、重要性が低下したため連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めており、当第１四半期連結会計期間において持分比率が低下したため、当第１四半期連結会計期間末をもって持分法適用の範囲から除外しております。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当第１四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営上の重要な契約等】

当第１四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

３【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第１四半期連結累計期間における我が国経済は、東日本大震災からの復興需要に加え、政権交代後に打ち出された経済政策・金融政策の効果が下支えし、円安傾向の定着や物価の緩やかな上昇、製造業を中心とした企業収益の改善が顕著となってまいりました。また消費増税後の個人消費には弱さがみられたものの、各種政策効果の発現や雇用環境の改善を背景に、消費マインドも持ち直しつつあります。一方、インターネット関連業界におきましては、超高速ブロードバンドサービスの契約数が、固定系、移動系合算で平成26年９月末現在9,547万契約（総務省調べ）となり、スマートフォンの急速な普及を背景に大きく契約数を伸ばしてまいりました。またタブレット型ＰＣの利用も拡大しており、消費者が時間や場所を選ばずウェブサイトを閲覧する機会が増加するとともに、インターネットユーザーがウェブサイトに求める視認性やユーザビリティも大きく変わろうとしています。

このような環境のなか、当社グループでは①ダイレクトマーケティングの更なる推進　②グループ間、事業提携先とのシナジー効果の創出　③新規事業の創出　を当事業年度の重点目標として掲げ、事業を推進してまいりました。㈱ウェブクルーの比較サイト事業では、大手検索エンジンのアルゴリズム変更への対応（ＳＥＯ対策）として、各サイトの改修とコンテンツ拡充、採算性を重視した集客チャネルの再構築を継続し、収益性の改善が見られました。その結果、事業全体のサイト利用者累計数は平成26年12月31日時点で1,080万人（前期比106万人増）を超えました。ダイレクトマーケティング事業については、自社サイト利用者のデータベースを活用し、インターネット回線の販売、㈱保険見直し本舗のご案内をするとともに、保険会社と連携したマーケティングチャネルの開発に取り組みました。㈱保険見直し本舗では、テレビＣＭをはじめとするマーケティング活動を強化し、相談件数は順調に推移しました。

以上の結果、当第１四半期連結累計期間の業績は、売上高4,015,138千円（前年同期比24.6%減）、営業利益526,508千円（前年同期比25.7%減）、経常利益536,011千円（前年同期比26.4%減）、四半期純利益241,529千円（前年同期比38.1%減）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、当第１四半期連結会計期間より、「保険サービス事業」、「生活サービス事業」、「車関連事業」に含めておりました比較サイト事業及びシニア関連事業を「ＩＴサービス事業」へ、「車関連事業」に含めておりました中古車輸出事業を「生活サービス事業」へそれぞれ変更し、「保険サービス事業」、「ＩＴサービス事業」、「生活サービス事業」、「メディアレップ事業」の４区分及び「その他」に変更しております。詳細は、「第４　経理の状況　１　四半期連結財務諸表　注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

①　保険サービス事業

大型ショッピングモールを中心に展開している㈱保険見直し本舗は、当第１四半期連結累計期間において「札幌パセオ店」「ららぽーと和泉店」「長崎駅アミュプラザ店」「武蔵浦和マーレ店」「ピエリ守山店」を新規出店し、全国201店舗となりました。また、有名タレントを起用したテレビＣＭについては、第３弾を平成26年７月から放映し、引き続きブランド強化に注力しました。㈱保険見直し本舗の業績については、契約数や契約単価は順調に推移したものの、保険業界の環境変化や前年の保険料改定前の駆け込み需要の反動により、一部保険会社からのインセンティブ収入が減少したこと、来店型保険ショップの増加に伴う競争激化により出店コストや集客コストが増加したことなどから、前年同期比で減収減益となりました。

以上の結果、当第１四半期連結累計期間の売上高は2,635,563千円（前年同期比11.5%減）、営業利益は491,585千円（前年同期比25.5%減）となりました。

② ＩＴサービス事業

保険、引越し、車買取などの分野で運用する一括見積もり・資料請求サイト「保険スクエアbang！自動車保険」「ズバット引越し比較」「ズバット車買取比較」などにおいて、重点課題であるＳＥＯ対策として継続的なコンテンツ拡充を図り、検索結果順位は全般的に回復が見られました。保険分野においては、保険業界の環境変化の影響により情報提供単価が下落し、減収減益となりました。引越し分野においては、収益性の低い集客チャネルの見直しを強化したため、減収増益となりました。車買取においては、旺盛な中古車需要を背景に情報提供単価が上昇し、売上は横ばいながら収益性は改善しました。

以上の結果、当第１四半期連結累計期間の売上高は845,342千円（前年同期比9.0%減）、営業利益は65,483千円（前年同期比113.5%増）となりました。

③ 生活サービス事業

㈱ウェブクルーライトで取り組む回線事業については、堅調に契約数をのばし、増収増益となりました。住宅ローン一括審査申込サービスなどを手がける㈱イッカツについては売却、中古車輸出を手がける㈱アガスタについては第三者割当増資に伴い持分法適用関連会社となり、当第１四半期連結累計期間よりそれぞれ連結の範囲から除外したため、当セグメント全体では大幅な減収となりました。また平成26年８月に子会社化した中央引越センター㈱については、当第１四半期連結累計期間が引越し業界の閑散期に当たるため赤字基調であり、同社買収に伴うのれん償却負担もあったため、当セグメント全体の減益要因となりました。

以上の結果、当第１四半期連結累計期間の売上高は355,029千円（前年同期比58.7%減）、営業損失は40,374千円（前年同期は営業利益3,793千円）となりました。

④ メディアレップ事業

㈱ウェブクルーエージェンシーは、引き続き新規クライアント、既存クライアントへＳＥＭを中心としたウェブマーケティング全般の提案や、自社データベースを活用したマーケティングの提案推進強化に努めました。

以上の結果、当第１四半期連結累計期間の売上高は179,203千円（前年同期比7.6%増）、営業利益9,813千円（前年同期比37.4%減）となりました。

⑤ その他

当セグメントに属する事業は、当第１四半期連結累計期間より連結の範囲から除外しました。前年同期は、売上高390,402千円、営業損失1,490千円であります。

(2) 財政状態の分析

（資産、負債及び純資産の状況）

当第１四半期連結会計期間末における総資産は11,691,253千円となり、前連結会計年度末に比べ2,018,816千円の減少となりました。これは主として、㈱ウェブクルーリアルエステイト、㈱小肥羊ジャパン及び㈱アガスタを連結の範囲から除外したこと等により、商品が1,078,964千円、有形固定資産が合計で949,291千円それぞれ減少したためであります。

負債は5,994,773千円となり、前連結会計年度末に比べ2,048,004千円の減少となりました。これは主として、㈱ウェブクルーリアルエステイト、㈱小肥羊ジャパン及び㈱アガスタを連結の範囲から除外したこと等により、短期借入金、１年内返済予定の長期借入金及び長期借入金が合計で1,244,776千円、未払金が335,066千円それぞれ減少したためであります。

純資産は5,696,480千円となり、前連結会計年度末に比べ29,188千円の増加となりました。これは主として、四半期純利益241,529千円を計上したものの、配当金の支払いが214,383千円あったためであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第１四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	87,048,000
計	87,048,000

②【発行済株式】

種類	第１四半期会計期間末現在発行数（株）（平成26年12月31日）	提出日現在発行数（株）（平成27年２月12日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	22,251,800	22,251,800	東京証券取引所（マザーズ）	単元株式数　100株
計	22,251,800	22,251,800	―	―

（注）　「提出日現在発行数」欄には、平成27年２月１日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成26年12月22日（注）１	―	22,251,800	―	1,738,181	21,438	387,284
平成26年10月１日～平成26年12月31日（注）２	6,000	22,251,800	1,260	1,738,181	1,260	387,284

（注）１．会社法第445条第４項の規定に基づき、資本準備金21,438千円を積み立てております。
２．平成26年10月１日から平成26年月12月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が6,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,260千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第１四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第１四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年９月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成26年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 807,400	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 21,437,300	214,373	―
単元未満株式	普通株式 1,100	―	―
発行済株式総数	22,245,800	―	―
総株主の議決権	―	214,373	―

（注）「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式12株が含まれております。

②【自己株式等】

平成26年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） ㈱ウェブクルー	東京都渋谷区恵比寿四丁目20-３	807,400	―	807,400	3.62
計	―	807,400	―	807,400	3.62

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１　四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

２　監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第１四半期連結会計期間（平成26年10月１日から平成26年12月31日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成26年10月１日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アリアによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年９月30日)	当第１四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,643,052	2,094,455
受取手形及び売掛金	2,184,287	2,005,408
商品	1,079,317	352
原材料及び貯蔵品	47,366	15,588
繰延税金資産	221,477	182,102
その他	722,972	432,165
貸倒引当金	△18,704	△3,124
流動資産合計	6,879,768	4,726,948
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1,167,835	685,998
その他（純額）	615,665	148,210
有形固定資産合計	1,783,500	834,208
無形固定資産		
のれん	797,871	714,941
その他	173,719	121,040
無形固定資産合計	971,590	835,981
投資その他の資産		
投資有価証券	2,532,416	2,923,384
長期未収入金	544,917	540,985
破産更生債権等	2,834	2,834
繰延税金資産	139,457	124,899
その他	1,403,336	2,245,831
貸倒引当金	△547,751	△543,819
投資その他の資産合計	4,075,210	5,294,115
固定資産合計	6,830,301	6,964,305
資産合計	13,710,070	11,691,253

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年９月30日)	当第１四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	161,132	101,937
短期借入金	511,000	244,600
1年内返済予定の長期借入金	744,984	536,350
1年内償還予定の社債	106,000	106,000
未払金	1,354,986	1,019,919
未払法人税等	236,859	184,146
賞与引当金	190,408	160,188
解約調整引当金	38,980	36,240
その他	1,120,763	918,850
流動負債合計	4,465,114	3,308,233
固定負債		
社債	1,586,000	1,576,000
長期借入金	1,242,893	473,151
役員退職慰労引当金	88,808	80,953
退職給付に係る負債	228,699	197,470
資産除去債務	173,708	130,486
繰延税金負債	170,836	186,567
その他	86,718	41,911
固定負債合計	3,577,663	2,686,540
負債合計	8,042,778	5,994,773
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,736,921	1,738,181
新株式申込証拠金	252	―
資本剰余金	998,139	785,015
利益剰余金	2,774,614	3,063,650
自己株式	△619,562	△490,013
株主資本合計	4,890,365	5,096,833
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	293,500	336,910
為替換算調整勘定	△2,970	―
退職給付に係る調整累計額	△6,725	△5,274
その他の包括利益累計額合計	283,804	331,636
新株予約権	45,117	26,895
少数株主持分	448,004	241,113
純資産合計	5,667,291	5,696,480
負債純資産合計	13,710,070	11,691,253

（２）【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第１四半期連結累計期間 (自　平成25年10月１日 至　平成25年12月31日)	当第１四半期連結累計期間 (自　平成26年10月１日 至　平成26年12月31日)
売上高	5,324,828	4,015,138
売上原価	1,048,298	447,128
売上総利益	4,276,529	3,568,009
販売費及び一般管理費	3,568,122	3,041,500
営業利益	708,407	526,508
営業外収益		
受取利息	1,641	1,334
持分法による投資利益	―	4,386
為替差益	6,345	3,114
その他	27,058	17,311
営業外収益合計	35,044	26,147
営業外費用		
支払利息	11,780	7,317
その他	2,979	9,326
営業外費用合計	14,760	16,644
経常利益	728,692	536,011
特別利益		
持分変動利益	5,394	5,825
固定資産売却益	349	―
子会社株式売却益	―	1,821
特別利益合計	5,744	7,647
特別損失		
持分変動損失	―	39,589
減損損失	―	2,925
固定資産除却損	7,064	5,377
リース解約損	7,519	―
特別損失合計	14,584	47,892
税金等調整前四半期純利益	719,852	495,767
法人税、住民税及び事業税	267,270	184,708
法人税等調整額	22,379	26,758
法人税等合計	289,650	211,466
少数株主損益調整前四半期純利益	430,202	284,300
少数株主利益	40,290	42,771
四半期純利益	389,911	241,529

【四半期連結包括利益計算書】
【第１四半期連結累計期間】

（単位：千円）

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成25年10月１日 至　平成25年12月31日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成26年10月１日 至　平成26年12月31日）
少数株主損益調整前四半期純利益	430,202	284,300
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	91,844	43,410
為替換算調整勘定	△241	2,970
退職給付に係る調整額	―	632
その他の包括利益合計	91,602	47,013
四半期包括利益	521,804	331,313
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	481,642	285,971
少数株主に係る四半期包括利益	40,162	45,342

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第１四半期連結会計期間より、㈱ウェブクルーリアルエステイト、㈱小肥羊ジャパン、㈱小肥羊北海道、㈱アガスタ、㈱小肥羊パートナーズ及びグレートアジアパワー㈱は、重要性が低下したため、㈱イッカツは、全株式を売却したため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第１四半期連結会計期間より、㈱ウェブクルーリアルエステイト、㈱小肥羊ジャパン、㈱小肥羊北海道、㈱アガスタ、㈱小肥羊パートナーズ及びグレートアジアパワー㈱は、重要性が低下したため、持分法適用の範囲に含めております。なお、㈱ウェブクルーリアルエステイト、㈱小肥羊ジャパン、㈱小肥羊北海道、㈱小肥羊パートナーズ及びグレートアジアパワー㈱は、当第１四半期連結会計期間において持分比率が低下したため、当第１四半期連結会計期間末をもって持分法適用の範囲から除外しております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成24年５月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第１四半期連結累計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っており、当第１四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第１四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が41,242千円減少し、利益剰余金が35,699千円額増加しております。なお、当第１四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第１四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第１四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る減価償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成25年10月１日 至　平成25年12月31日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成26年10月１日 至　平成26年12月31日）
減価償却費	74,468千円	59,622千円
のれんの償却額	60,858	81,704

（株主資本等関係）

Ⅰ　前第１四半期連結累計期間（自　平成25年10月１日　至　平成25年12月31日）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年12月20日定時株主総会	普通株式	205,614	10	平成25年９月30日	平成25年12月24日	資本剰余金

Ⅱ　当第１四半期連結累計期間（自　平成26年10月１日　至　平成26年12月31日）

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年12月19日定時株主総会	普通株式	214,383	10	平成26年９月30日	平成26年12月22日	資本剰余金

（セグメント情報等）

Ⅰ　前第１四半期連結累計期間（自　平成25年10月１日　至　平成25年12月31日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント					その他（注１）	合計	調整額	四半期連結損益計算書計上額（注２）
	保険サービス事業	ＩＴサービス事業	生活サービス事業	メディアレップ事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	2,979,161	928,858	859,838	166,566	4,934,425	390,402	5,324,828	－	5,324,828
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	118,590	1,255	476,815	596,661	16,801	613,462	△613,462	－
計	2,979,161	1,047,449	861,093	643,382	5,531,087	407,204	5,938,291	△613,462	5,324,828
セグメント利益又は損失(△)	659,762	30,668	3,793	15,673	709,898	△1,490	708,407	－	708,407

（注）１　「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食店運営事業及び不動産事業等であります。

２　セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

Ⅱ　当第１四半期連結累計期間（自　平成26年10月１日　至　平成26年12月31日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント					その他（注１）	合計	調整額	四半期連結損益計算書計上額（注２）
	保険サービス事業	ＩＴサービス事業	生活サービス事業	メディアレップ事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	2,635,563	845,342	355,029	179,203	4,015,138	－	4,015,138	－	4,015,138
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	110,426	1,077	339,924	451,428	－	451,428	△451,428	－
計	2,635,563	955,768	356,107	519,127	4,466,566	－	4,466,566	△451,428	4,015,138
セグメント利益又は損失(△)	491,585	65,483	△40,374	9,813	526,508	－	526,508	－	526,508

（注）１「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飲食店運営事業及び不動産事業等であります。

２　セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

２．報告セグメントごとの変更等に関する事項

当第１四半期連結会計期間より、経営体制の変更に伴い、事業単位の見直しにより従来に比して簡潔で明瞭な報告を提供するため、「保険サービス事業」、「生活サービス事業」、「車関連事業」に含めておりました比較サイト事業及びシニア関連事業を「ＩＴサービス事業」へ、「車関連事業」に含めておりました中古車輸出事業を「生活サービス事業」へそれぞれ変更しております。

この変更により、当社グループの報告セグメントは「保険サービス事業」、「ＩＴサービス事業」、「生活サービス事業」、「メディアレップ事業」の４区分及び「その他」となりました。

なお、前第１四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第１四半期連結累計期間 （自　平成25年10月１日 至　平成25年12月31日）	当第１四半期連結累計期間 （自　平成26年10月１日 至　平成26年12月31日）
(1) １株当たり四半期純利益金額	18円96銭	11円26銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（千円）	389,911	241,529
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	389,911	241,529
普通株式の期中平均株式数（株）	20,568,903	21,443,735
(2) 潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額	16円81銭	10円38銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益調整額（千円）	2,646	2,646
（うち支払利息（税額相当額控除後）（千円））	(2,646)	(2,646)
普通株式増加数（株）	2,784,299	2,073,394
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		－

（重要な後発事象）

（種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得）

当社は、平成27年２月10日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得について、平成27年４月８日開催予定の当社の臨時株主総会に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会の開催予定日と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会に付議することを決議いたしました。

Ⅰ．当社定款の一部変更

１．種類株式発行に係る定款一部変更の件

(1)変更の理由

平成26年12月19日付当社プレスリリース「株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングによる当社株式等に対する公開買付けの結果、並びに親会社及びその他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング（以下「ニュートン」といいます。）は、平成26年11月13日から同年12月18日までを公開買付期間として、当社の普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成26年12月26日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式19,486,100株（議決権の数：194,861個。平成27年１月９日現在における当社の総株主の議決権214,436個に対する割合（以下「議決権所有割合」といいます。）：90.87%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有するに至っております。

当社は、平成26年11月12日付当社プレスリリース「株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「本件プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、当社グループ及びニュートンの属する保険代理店業界は、国内人口の減少により厳しい市場環境に置かれており、そのなかで競合他社との差別化を図り安定的に成長していくためには、多様化・高度化する顧客ニーズに対応しうる柔軟性及び機動力の獲得や、高度なコンプライアンス体制の構築が求められております。そのような環境のもと、当社グループでは対面型保険代理店事業において店舗網の拡大とコンサルティング力の強化に注力する一方で、インターネット技術を駆使した集客ノウハウを活用し、生活サービス事業、車関連事業等にも事業領域を拡大してまいりました。また多様な情報を有する顧客データベースの構築と、それに連動するリアル事業の展開を経営戦略の主柱とすることにより、Eマーケットプレイス業界及び保険代理店業界において顧客及び株主等ステークホルダーから一定の評価を得ることができました。

しかしながら、上記の柔軟性及び機動力を維持していくためには、事業領域や提供サービスの多様化に加え、保有する顧客データベースを高度に活用し、潜在的な収益機会を実現しうるマーケティングチャネルの構築も不可欠と認識しております。

当社の対処すべき課題である①ウェブサイトとのシナジーを発揮し、高い集客が見込めるウェブサイトの構築およびリアルサービスの提供、②ウェブマーケティングによって得られた顧客との継続的な関係の構築、③リアル事業の強化とインターネット以外のプロモーションの連携、④対処すべきこれらの課題を実行していく上での人的基盤の拡充につきまして、出来るだけ短期間で課題を解決すると同時に、更なるシェア拡大のためには提供サービスの差別化が重要であると判断しました。そこで、当社は相互の既存事業にシナジー効果があり、さらに他社との差別化可能な提供サービスの開発を短期間で実現するための経営資源を有し、提供範囲を広げることができる顧客基盤をもつ企業と提携することが、当社単独でのシェア拡大よりも、さらに大きなシェアを短期間で獲得することが可能と判断しました。

この点、ニュートンは、アウトバウンド型コールセンターを国内各地に構築し、テレマーケティング・チャネルにおける競争優位性を有しており、当社グループのもつ実店舗網、顧客データベース、インターネットにおける集客ノウハウなどと緊密に連携させることで、経営資源を最大活用することができ、新たな収益基盤の構築や顧客満足の向上に資するものと考えております。

このように、当社グループを取り巻く環境や経営課題を総合的に勘案すると、当社とニュートンが関係強化を図る上で、当社がニュートンの連結子会社になり、保険代理店業界における更なるシェア拡大と保有する顧客データベースの最大活用をともに目指していくことが、当社の企業価値・株主価値の持続的な向上のために最善の選択であり、あらゆるステークホルダーの皆様のご期待にも沿うものであるとの認識に至った結果、当社は、平成26年11月12日開催の取締役会において、ニュートンによる当社普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債に対する公開買付けに関して、賛同の意見を表明すること、また、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様、新株予約権保有者の皆様及び新株予約権付社債保有者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

以上のような経緯で本公開買付けが開始され、その結果として、ニュートンは、平成26年12月26日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式19,486,100株（議決権の数：194,861個。平成27年１月９日現在における当社の議決権所有割合：90.87%）を所有するに至り、当社の親会社となっております。

なお、ニュートンは、当社とニュートンとの間の資本業務提携関係が本公開買付け後に新たに構築されるものであり、公開買付け実施当時は、両社が独立した状態で関係の強化を図ることが望ましいと考え、本公開買付けの買付株式数につき、当初当社の発行済普通株式の65%を上限とすることを想定していたところ、当社から完全子会社化を前提とする公開買付けを実施し、非上場化した後にグループ企業再編すべき旨の要請を受け、最終的に、完全子会社

化は企図しないものの、買付株式数に上限は設けない方針に変更した経緯もあり、当社は、本公開買付けの開始に当たって、ニュートンから、本公開買付けは当社の完全子会社化を企図したものではないとの意向の表明を受けておりました。当社からニュートンに完全子会社化を前提とする公開買付けを実施し、非上場化した後にグループ企業再編すべき旨の要請をした理由については、近年、当社の事業領域であるEマーケットプレイス業界は同業他社が想定以上に台頭していること、保険代理店事業も新たな規制の動きや、一部保険会社からのインセンティブ収入が大幅に減少したことに加え、ショッピングモールへの出店コストの上昇等、非常に厳しい市場環境に置かれており、当社グループは平成24年９月期より増収、営業利益は減益傾向にあり、その減益傾向を改善するため、よりドラスティックに事業の選択と集中、事業資産の見直しを実行することで、短期的には収益が大幅に減少する可能性がありますが、長期的には競争力・収益力が強くなると考えていたためです。また、当社も本公開買付け実施当時は、当社グループを取り巻く環境や経営課題を総合的に勘案すると、当社とニュートンが関係強化を図る上で、完全子会社化にはこだわらず、早急に当社がニュートンの連結子会社になり、保険代理店業界における更なるシェア拡大と保有する顧客データベースの最大活用をともに目指していくことが、当社の企業価値・株主価値の持続的な向上のために最善の選択であり、あらゆるステークホルダーの皆様のご期待にも沿うものであるとの認識に至ったこともあり、上場維持が前提でありました。

しかしながら、現時点においては、以下で述べるとおり、当社の上場維持に関する考えが変更されるに至りました。

当社グループは、連結子会社である株式会社保険見直し本舗等を通じた保険代理店事業による収益が相当割合を占めているものの、当社単体としては平成11年10月の創業以来「保険スクエアbang!」などEマーケットプレイス（比較サイト等）の企画・運営を行ってきており、売上高に関しては年々比率が減少する傾向であるものの、まだ当社グループ４分の１程度を占めております。

一方、当社単体の事業領域であるEマーケットプレイス（比較サイト等）の重要サイトにおいて昨年末に国内の競合他社が参入することが判明し、また、平成27年１月９日、米国ネット検索大手会社がユーザーにおいて保険商品を比較し、その場で購入できるサイトを立ち上げる可能性があるとの報道がある等、Eマーケットプレイス業界が当社の想定以上のスピードで変化しており、非常に厳しい市場環境に置かれております。

また、現在当社が提供しているEマーケットプレイス（比較サイト等）のサービスは、主にユーザーがインターネットにて当社サイトへ申込みし、当社がユーザーの属性に合った当社の提携企業を紹介し、提携企業からユーザーに直接電話連絡がいくものであります。この現状の事業モデルは、多くの提携企業をユーザーに紹介できるメリットがある反面、ユーザーが望まない電話連絡を如何にして抑制するかという課題を抱えております。当社がこのEマーケットプレイスのサービスを中長期的に維持・拡大するためには、上記事業モデルを同業他社とは明確に差別化し、よりユーザーのニーズに合った事業モデル（当社が提携企業のみを紹介する事業モデル、ユーザーが提携企業を選べる事業モデル、電話を一切介在させない、インターネット完結型の事業モデル等）に進化させるための変革が不可欠であると考えております。現行のビジネスモデルでは競争激化に伴い、数年後には売上、利益が大幅に減少する可能性が高いと認識しております。

このように、当社の事業領域であるEマーケットプレイス業界は想定以上のスピードで変化しており、非常に厳しい市場環境に置かれていること等を勘案した結果、この時期に、経営資源を集中・最適化し、両グループの持続的な成長を可能とする横断的な大改革を行う必要があるとの認識に至り、平成27年１月８日より今後の両社の最適な協業体制のあり方等について議論を重ねてまいりました。

もっとも、Eマーケットプレイスのサービスにおける当社の収益は提携企業からの手数料収入が主であるため、新しい仕組みへの変革は、短期的には、ユーザーに紹介する提携企業の数が減少し、結果として売上高及び利益が大幅に減少する可能性があると認識しております。加えて、事業モデルを進化させるためには、人員増加や追加的なシステム投資及びシステム改修を実行しなければならず、短期的には、コストの増大により利益が減少する可能性があると認識しております。

このように、短期的には利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあり、当社の一般株主の皆様に対して多大なる悪影響を与えてしまう可能性が高く、他方、かかるリスクを最小限に抑えるために、かかる施策を縮小し、先延ばしすることは、当社の長期的な競争力・収益力を弱めることにつながる可能性があります。また、以上とは別の観点の問題として、当社は本公開買付け後にニュートンとの間でデータの共同利用等を行うための協議を開始しているものの、当該データの共同利用につき当社の少数株主の不利益とならない合理的な対価を設定するための手続に時間を要しており、本公開買付け時の目的であった、当社がニュートンの連結子会社になり、保険代理店業界における更なるシェア拡大と保有する顧客データベースの最大活用をともに目指していくことのスピードが想定より大幅に遅れていると認識しております。

そのような状況の中、当社は、当社及びニュートン両社の連携を迅速かつ大胆に実行するとともに、当社が直面している課題を解決するためには、短期的な業績変動に左右されずに統一的な経営方針を貫徹できる態勢を構築することが、当社として最善の策であるとの結論に至りました。そこで、当社は、平成27年１月22日、ニュートンに対して、当社がニュートンの完全子会社となるための手続の実施の提案を行いました。なお、当社が新しい仕組みへの変革を実行した場合には、短期的には利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスクがあり、当社の一般株主の皆様に対して多大なる悪影響を与えてしまう可能性が高いと考えておりますが、ニュートングループの規模

及び当社グループ含むニュートングループのシナジー効果により、ニュートングループ全体では、利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化は多大にはならないと当社では考えております。

一方、ニュートンは、本公開買付けの開始及び終了について公表した時点では当社の完全子会社化を企図していなかったものの、当社がニュートンの完全子会社となるための手続の実施を提案したことに関して、以下のとおり、提案を受け入れるとの考えに至ったとのことです。

すなわち、①本公開買付け後、当社との具体的な協議を開始したことにより、ニュートンとしても、当社による現在のEマーケットプレイス（比較サイト等）の仕組みを現状よりも顧客目線の仕組みに変えないと、将来的には集客が見込めないのではないかとの見通しを持つに至ったこと。②ニュートンが強みを持つコールセンター、当社が強みを持つ店舗及びITのいずれについても、積極的な投資による新しい設備、仕組みを導入できない限り、将来収益が下がることはあっても、上がることはないと認識しており、現在当社が提供しているEマーケットプレイス（比較サイト等）のサービスは、主にユーザーがインターネットにて当社サイトへ申込みし、当社がユーザーの属性に合った当社の提携企業を紹介し、提携企業からユーザーに直接電話連絡がいくものであるところ、当社がこのサービスを中長期的に維持・拡大するためには、よりユーザーのニーズに合った事業モデル（当社が提携企業のみを紹介する事業モデル、ユーザーが提携企業を選べる事業モデル、電話を一切介在させない、インターネット完結型の事業モデル等）を構築し、よりユーザー目線のサービスを提供するための仕組みへの変革が不可欠であり、現行のビジネスモデルでは競争激化に伴い、数年後には売上、利益が大幅に減少する可能性が高いとの認識についてもニュートンとして特に異なる認識は有していないこと。③ニュートングループとしての将来収益の極大化のためにも、当社グループが展開している保険見直し本舗等の店舗の顧客で契約には至らなかった潜在的顧客や、自動車保険の比較サイト等の顧客に対してニュートンが保有するコールセンターを活用したサービスを提供する体制の構築が望ましいところ、例えば当社とのデータの共同利用に係る対価設定等に関する協議についてさえ、ニュートンが当初想定していた以上に時間を要していること。以上に加えて本公開買付けの結果としてニュートンが当社の発行済普通株式の90%超を保有することとなった状況等を勘案すると、当社がニュートンの完全子会社となるための手続を実施し、より機動的かつ一体的な事業運営が可能な体制を構築することがニュートンにとっても有益であると考え、最終的には、当社からの、ニュートンが当社を完全子会社して事業再編をする提案について受け入れるとの考えに至ったとのことです。

このように、当社とニュートンは、今後の両社の最適な協業体制のあり方等について議論を重ねてきた結果、今後の当社グループにおいては、①ユーザーファーストの視点から、Eマーケットプレイス（比較サイト等）において、よりユーザー目線のサービスを提供するための仕組みへの変革を含む新規サービスの拡大や新規サービスへの投資を行うことにより事業成長を加速すること、②当社とニュートン両社の企業価値の最大化を図るためには、営業面においては共同セールス、サービス開発面においては新サービスの共同開発、データ資産面においてはデータの共同利用等と、一体的な連携を共通の事業戦略のもと行う必要があり、当社において迅速かつ大胆な経営資源の集中が可能な状況を構築し、ニュートンと一体となって事業を展開することが求められ、このように事業の根幹部分の多くにおいて緊密に連携し、一体となった事業展開を行うこと、③本公開買付けの結果として、想定していた以上に応募があり、ニュートンによる保有比率が90.87%になったことに伴う流動性低下などの少数株主への影響を踏まえ、当社をニュートンの完全子会社とする方策が不可欠であることにつき、ニュートンと共通認識を形成するに至りました。

当社は、当社をニュートンの完全子会社化とする方策が不可欠であるというニュートンと共通認識を形成するに至ったことを受けて、当社として具体的な手続き・諸条件について検討を開始いたしました。その結果、当社がニュートンの完全子会社として事業展開していくことによって、ニュートンを戦略的事業パートナーとしながら、迅速な意思決定のもと、両者がより強固な事業連携を行うことが可能となり、今後の当社のさらなる成長・発展と企業価値の一層の向上に資すると判断するとともに、下記「Ⅴ．支配株主との取引等に関する事項」に記載のとおり、独立した第三者算定機関から取得した株式価値算定書、独立した法律事務所からの法的助言、当社及びニュートンと利害関係を有しない外部の有識者である坂本公認会計士事務所の坂本浩氏（公認会計士）並びに当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている落合洋司氏（弁護士）及び高野倉勇樹氏（弁護士）によって組織された第三者委員会から取得した答申書等を踏まえ、ニュートンが当社を完全子会社とする一連の取引に関する諸条件について慎重に検討を行った結果、下記(2)記載のとおり、ニュートンが当社を完全子会社とする一連の取引は、ニュートン以外の当社の少数株主の皆様に対しても、合理的な投下資本回収の機会を提供するものであると判断するに至りました。

以上を踏まえて、当社は、本株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件として、ニュートンの完全子会社となるために必要な以下の①から③の各手続（以下、総称して「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することといたしました。

なお、本株主総会において、ニュートンは種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得について、賛同する予定とのことです。

① 当社の定款の一部を変更し、下記(3)記載の定款変更案第６条の２に定める内容のＡ種種類株式（以下「Ａ種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第２条第13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。なお、Ａ種種類株式には取得条項を付すものとし、かかる取

得条項に基づく取得の対価として交付する株式として、下記(3)記載の定款変更案第６条の３に定める内容のＢ種種類株式（以下「Ｂ種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めも併せて設けるものといたします。

② 上記①の手続による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、全ての当社普通株式に全部取得条項（会社法第108条第１項第７号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（以下、全部取得条項が付された後の普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付株式１株と引換えに、Ａ種種類株式を0.00000024株の割合をもって交付する旨の定めを設けます。

③ 会社法第171条第１項並びに上記①及び②の各手続による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社を除く全部取得条項付普通株式に係る株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、当該取得と引換えに、その保有する全部取得条項付普通株式１株につきＡ種種類株式を0.00000024株の割合をもって交付いたします。なお、この際、ニュートン以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して取得対価として交付されるＡ種種類株式の数は、いずれも１株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主の皆様に対して、Ａ種種類株式を交付した結果生じる１株未満の端数につきましては、会社法第234条の定めに従って、その合計数（会社法第234条第１項により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のＡ種種類株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、Ａ種種類株式について、会社法第234条第２項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、ニュートンに売却すること、または同項及び同条第４項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合のＡ種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日（全部取得条項付普通株式の取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において各株主の皆様が保有する当社普通株式の数に本公開買付けの公開買付価格と同額である705円を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

「定款一部変更の件その１」は、本完全子会社化手続のうち、上記①の手続を実施するものであります。

会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171 条第１項、第108 条第１項第７号）、上記①の手続は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②の手続を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、Ａ種種類株式及びＢ種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

(2)算定に関する事項

①当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本件取得（下記「Ⅴ．（１）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況」において定義されます。以下同じです。）を含む本完全子会社化手続の公正性を担保するために、当社及び当社の支配株主であるニュートンから独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない税理士法人ファザーズに当社普通株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、税理士法人ファザーズは、当社及び当社の支配株主であるニュートンとの間で本件取得を含む本完全子会社化手続に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。税理士法人ファザーズは、当社普通株式の株式価値算定のため必要となる情報を収集・検討するため、当社から将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けております。その結果、当社は、平成27年２月９日付で税理士法人ファザーズから株式価値算定書（以下「平成27年２月算定書」といいます。）を取得いたしました。

税理士法人ファザーズは、市場株価平均法、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）及び類似会社比較法の各手法を用いて当社の株式価値算定を行っております。

上記各手法において算定された当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	639円から679円
DCF 法	665円から827円
類似会社比較法	767円から820円

（ｉ）市場株価基準法

市場株価基準法では、算定基準日を平成27 年２月９日として、東証マザーズにおける当社株式の基準日終値（659円）、当社普通株式過去１ヶ月間の終値の単純平均値（660円（小数点以下を四捨五入。以下終値の平均値の計算について同じ。））、過去３ヶ月間の終値の単純平均値（679円）及び過去６ヶ月間の終値の単純平均値（639円）をもとに、１株当たりの株式価値の範囲を639円から679円と算定しております。

（ⅱ）DCF 法

DCF 法では、当社の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した結果、当社が作成した平成27 年９月期業績予想値を採用し、当該数値が翌期以降も継続することを前提としている収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在の価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲を665円から827円までと算定しております。割引率は、税理士法人ファザーズが当社について算出した加重平均資本コストである5.49%を参考に、５%～６%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率は０%として算定しております。

なお、本公開買付けに際して当社が税理士法人ファザーズから取得した平成26年11月12日付株式価値算定書（以下「平成26年11月算定書」といいます。）のDCF 法では、当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲につき682円から727 円までと算定されており、平成27年２月算定書の当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲の算定数値とは相違しております。その主な要因としては、税理士法人ファザーズによれば、算定基準日が異なることによる差異のほか、DCF法の割引率として採用した加重平均資本コストの計算過程において、(a)安全利子率と(b)リスクプレミアムを変更したことによる差異があるとのことです。この点について、税理士法人ファザーズによれば、(a)安全利子率については、国債利子率は金融緩和の影響で歴史的な低利子率となっており金融政策の変更により上昇することも考えられるため、直近の利子率を適用するよりは過去の平均値を採用することで、より適切な鑑定評価が可能になると考えたことから、(b)リスクプレミアムについては、当社に対するヒアリングの結果、平成26年11月算定書の作成時には想定されていなかった「事業モデルの進化に伴う一時的な売上高の減少、人員増加や追加的なシステム投資等により短期的には利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化をもたらすリスク」があることを新たに考慮したことから、それぞれ数値を変更したとのことです。結果として、加重平均資本コストは平成26年11月算定書の4.39%から平成27年２月算定書では5.49%になり、割引率は平成26年11月算定書の４%～６%から平成27年２月算定書では５%～６%を採用したとのことです。

当社としても、企業価値算定の専門家として税理士法人ファザーズが平成27年２月算定書において平成26年11月算定書とは異なる加重平均資本コストの数値を採用する判断をしたことについて、特に不合理な点は認められないと考えております。

また、当社が本公開買付けの結果、ニュートンの連結子会社化になったことによる各種施策の効果及び当社が本件取得の実行により将来的に実現可能と考えている各種施策の効果につきましては、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、株式価値算定の基礎とされた財務予測等に加味されておりません。また、株価算定において前提とされた当社の事業計画の具体的な数値は以下のとおりです。なお、DCF 法による分析に用いた当社の業績見込において大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

（単位：百万円）

	平成27年９月期	平成28年９月期	平成29年９月期
売上高	17,531	17,531	17,531
営業利益	1,657	1,657	1,657
ＥＢＩＴＤＡ	2,223	2,223	2,223
フリー・キャッシュ・フロー	1,443	1,077	1,077

（ⅲ）類似会社比較法

類似会社比較法では、当社の主要事業である保険代理店事業を営んでいる国内上場会社のうち、当社との事業モデルの類似性を基準として、会社規模、業種、業務内容等を勘案し、株式会社アドバンスクリエイト１社を類似会社として抽出した上、ＥＶ／ＥＢＩＴＤＡ倍率、ＥＶ／ＥＢＩＴ倍率及びＥＶ／ＰＥＲ倍率を用いて当社の株式価値を分析し、当社普通株式１株当たり株式価値を767円から820円までと算定しております。

なお、本公開買付けに際して当社が税理士法人ファザーズから取得した平成26年11月算定書の類似会社比較法では、当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲につき705円から739 円までと算定されており、平成27年２月算定書の当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲の算定数値とは相違しております。その主な要因としては、税理士法人ファザーズによれば、算定基準日が異なることによる差異のほか、類似会社比較法として採用した会社を平成26年11月算定書では株式会社アドバンスクリエイト、ニュートン、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント及びホウライ株式会社の４社としていたのに対し、平成27年２月算定書では株式会社アドバンスクリエイト１社としたことによる差異があるとのことです。この点について、税理士法人ファザーズによれば、ニュートンについては本公開買付けの結果当社の親会社になっており、株価に当社の企業価値がすでに反映されているため類似会社としては不適切であることから、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント及びホウライ株式会社の２社については当社グループが展開している保険代理店事業を実施しているものの、連結売上高に対する保険代理店業の売上高が半分以下と推測できることから、類似会社としてより適切な会社だけを選択するために除外したとのことです。当社としても、企業価値評価の専門家として税理士法人ファザーズがそのような判断をしたことについて、特に不合理な点は認められないと考えております。

以上より、税理士法人ファザーズから当社が取得した株式価値算定書においては、当社の１株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、平成27年２月９日を評価基準日として、市場株価法では639円から679円、DCF法では665円から827円、類似会社比較法では767円から820円と算定しております。
当社取締役会は、税理士法人ファザーズより、当社普通株式の価値算定に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、税理士法人ファザーズによる上記算定結果の合理性を確認しております。

②条件を決定するに至った経緯

当社は、本公開買付けの結果として、想定していた以上に応募があり、ニュートンによる保有比率が90.87%になったことに伴う流動性低下などの少数株主への影響を踏まえ、本件取得の際に当社の少数株主に対して交付される金銭等の価格について、本件取得に近接して行われた本公開買付けの公開買付価格である１株当たり705円を基準に検討しました。理由につきましては、本公開買付けの結果としてニュートンが当社の発行済普通株式の90%超を保有することとなった状況等を勘案すると、議決権を所有していた大多数の株主様が、平成26年11月11日終値にプレミアムが加えられた金額である１株当たり705円を合理的な金額であると判断したと認められること、及び本件プレスリリース以降の当社株式の市場株価の終値が一度も705円以上にならなかった事実を重視したためであります。

当社は、基準とした１株当たり705円が、少数株主に交付する金額として公正妥当な金額かどうか検証するため、税理士法人ファザーズから、既に取得していた平成26年11月算定書に加え、平成27年２月算定書を取得しました。その結果、本件取得の際に当社の少数株主に対して交付される金銭等の価格として当社が検討している１株当たり705円という価格は、平成27年２月算定書の類似会社比較法により算定された当社普通株式の株式価値の下限（767円）を下回っておりますが、市場株価法により算定された当社普通株式の株式価値の上限を超過している上、DCF法により算定された当社普通株式の１株当たり株式価値のレンジ内の価格であること、705円と類似会社比較法による算定結果の下限（767円）との乖離の程度が大きいとまでは認められないこと、平成26年11月算定書においては類似会社比較法の算定結果のレンジ内であったこと及び市場株価及びDCF法による算定結果に相当の重きを置いて公正な価格を判断していることが窺える過去の裁判例の傾向等を勘案した結果、少数株主に交付する金額として公正な金額であると考えました。

加えて、当社グループは平成24年９月期より増収、営業利益は減益傾向にあり、その減益傾向を改善するため、事業の選択と集中、事業資産の見直し、コスト削減を推進してまいりました。平成26年11月12日付当社プレスリリース「子会社の第三者割当増資に伴う子会社の異動に関するお知らせ」にて開示しております、株式会社アガスタを当社の連結子会社から持分法適用会社へ異動したのもその一環であります。その結果、平成27年９月の業績予想は減収、営業利益は微増にて開示しておりますが、現時点では、継続的な営業利益の増益は不明瞭であり、さらに、事業の選択と集中、事業資産の見直しに伴い、その事業の進捗状況によっては、一時的に大幅な損失を計上する可能性も否定できません。そのため、本件取得に近接して行われた本公開買付けの公開買付価格であり、本件プレスリリース以降の当社株式の市場株価の終値が一度も超えなかった１株当たり705円という価格は、少数株主に交付する金額として不利益な金額ではないと考えました。

また、当社及びニュートンと利害関係を有しない外部の有識者である坂本浩氏（公認会計士）並びに当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている落合洋司氏（弁護士）及び高野倉勇樹氏（弁護士）によって組織された第三者委員会から取得した答申書等を踏まえ、平成27年２月10日開催の取締役会において最終的に本公開買付価格を705円とすることに決定いたしました。

(3) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件その１」に係る定款変更は、「定款一部変更の件その１」に係る議案が本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第２章 株式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、87,048,000株とする。	第２章 株式 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、87,048,000株とし、発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は43,430,600株、第６条の２に定める内容の株式（以下「Ａ種種類株式」という。）は10株、第６条の３に定める内容の株式（以下「Ｂ種種類株式」という。）は43,617,390株とする。
（新設）	（Ａ種種類株式） 第６条の２　当会社は、残余財産を分配するときは、Ａ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種株主」という。）またはＡ種種類株式の登録株式質権者（以下「Ａ種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、１円（以下「Ａ種残余財産分配額」という。）を支払う。Ａ種株主またはＡ種登録株式質権者に対してＡ種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、Ａ種株主またはＡ種登録株式質権者は、Ａ種種類株式１株当たり、普通株式１株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。 ２．当会社は、取締役会が別に定める日が到来したときは、Ａ種種類株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、Ａ種種類株式を取得することと引き換えに、Ａ種株主に対し、その有するＡ種種類株式１株につき、第６条の３に定めるＢ種種類株式4,166,667株を交付する。当会社が、Ａ種種類株式の一部を取得するときは、取得する株式の決定は、取締役会が行う。

（新設）	（Ｂ種種類株式） 第６条の３　当会社は、残余財産を分配するときは、Ｂ種種類株式を有する株主（以下「Ｂ種株主」という。）またはＢ種種類株式の登録株式質権者（以下「Ｂ種登録株式質権者」という。）に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種種類株式１株につき、１円（以下「Ｂ種残余財産分配額」という。）を支払う。Ｂ種株主またはＢ種登録株式質権者に対してＢ種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、Ｂ種株主またはＢ種登録株式質権者は、Ｂ種種類株式１株当たり、普通株式１株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。
（単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。	（単元株式数） 第７条　当会社の普通株式の単元株式数は、100 株とし、Ａ種種類株式の単元株式数は１株、Ｂ種種類株式の単元株式数は１株とする。
第３章 株主総会 （新設）	第３章 株主総会 （種類株主総会） 第17 条の２　第13 条、第15 条、第16 条及び第17 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 ２．第14 条第１項の規定は、会社法第324 条第１項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 ３．第14 条第２項の規定は、会社法第324 条第２項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

２．全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その２」）

(1) 変更の理由

「定款一部変更の件その２」は、上記「Ⅰ．１.(1) 変更の理由」でご説明した本完全子会社化手続のうちの、上記②の手続として、「定款一部変更の件その１」に係る変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とし、かつ、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全てを取得する場合において、全部取得条項付普通株式１株と引換えに、「定款一部変更の件その１」による変更後の定款に設けられるＡ種種類株式を0.00000024 株の割合をもって交付する旨の定款の定めを設けるものです。かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合には、上記のとおり、ニュートンを除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるＡ種種類株式の数は、１株未満の端数となる予定です。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、「定款一部変更の件その２」に係る定款変更の効力発生は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件その１」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」（下記Ⅱ．）に係る各議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会において「定款一部変更の件その２」と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成27 年５月14日にその効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分を示しております。）

「定款一部変更の件その１」に係る変更後の定款	追加変更案
（新設）	（全部取得条項） 第６条の４　当会社は、当会社が発行する普通株式について、株主総会の決議によってその全部を取得できる。当会社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式１株につき、Ａ種種類株式を0.00000024株の割合をもって交付する。

Ⅱ．全部取得条項付普通株式の取得の件

１．全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由

「全部取得条項付普通株式の取得の件」は、「定款一部変更の件その１」でご説明した本完全子会社化手続のうちの、上記③の手続を実施するものであり、会社法第171 条第１項並びに「定款一部変更の件その１」及び「定款一部変更の件その２」による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、「定款一部変更の件その１」に係る変更後の定款に設けられるＡ種種類株式を交付するものであります。

上記取得が承認された場合、取得対価として、当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式１株につき、Ａ種種類株式を0.00000024 株の割合をもって交付するものといたします。この結果、ニュートンを除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して取得対価として交付されるＡ種種類株式の数は、１株未満の端数となる予定です。このようにＡ種種類株式を交付した結果生じる１株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234 条第１項の規定により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のＡ種種類株式を、会社法第234 条の規定に従って売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主の皆様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社では、Ａ種種類株式について、会社法第234 条第２項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、ニュートンに売却すること、または同項及び同条第４項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合のＡ種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、別途定める基準日（全部取得条項付普通株式の取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において各株主の皆様が保有する当社普通株式の数に本公開買付けの公開買付価格と同額である705円を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

２．全部取得条項付普通株式の取得の内容

(1) 全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171 条第１項並びに「定款一部変更の件その１」及び「定款一部変更の件その２」による変更後の当社の定款の規定に基づき、下記(2)において定める取得日において別途定める基準日（取得日の前日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記録された当社を除く全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式１株の取得と引換えに、Ａ種種類株式を0.00000024 株の割合をもって交付いたします。

(2) 取得日

平成27 年５月14 日

(3) その他

「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において「定款一部変更の件その１」及び「定款一部変更の件その２」がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会において「定款一部変更の件その２」と同内容の議案が原案どおり承認可決されること、並びに「定款一部変更の件その２」に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力を生じるものといたします。

なお、その他の必要事項につきましては、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

Ⅲ．上場廃止について

本臨時株主総会において「定款一部変更の件その１」、「定款一部変更の件その２」及び「全部取得条項付普通株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「定款一部変更の件その２」と同内容の議案が原案どおり承認可決された場合には、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取

引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、平成27 年４月８日から平成27 年５月10日までの間、整理銘柄に指定された後、平成27 年５月11日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。なお、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる対象者の別個の種類の株式の上場申請は行われない予定であります。

Ⅳ．本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成27年２月10日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会の基準日設定公告	平成27年２月10日（火）
本臨時株主総会及び本種類株主総会基準日	平成27年２月25日（水）
本臨時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成27年４月８日（水）
種類株式発行等に係る定款一部変更（「定款一部変更の件その１」）の効力発生日	平成27年４月８日（水）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成27年４月８日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式交付に係る基準日設定公告	平成27年４月10日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成27年５月８日（金）
当社普通株式の上場廃止日	平成27年５月11日（月）
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式交付に係る基準日	平成27年５月13日（水）
全部取得条項等に係る定款一部変更（「定款一部変更の件その２」）の効力発生日	平成27年５月14日（木）
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式交付の効力発生日	平成27年５月14日（木）

Ⅴ．支配株主との取引等に関する事項

（1）支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

上記Ⅱ．に記載の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本件取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社は、平成27年１月８日に開示したコーポレートガバナンス報告書のⅠ．４．に記載のとおり、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針として、「価格等の取引条件については、市場における実勢価格等を参考にしたうえで、その都度交渉の上、決定しております。今後も少数株主に不利益を与えることがないよう、公正に対応し、取引面での独立性を保持しつつ事業運営をしてまいります。」と定めており、支配株主との取引等を行う際には、重要な取引については、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講ずるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することといたしております。

当社は、下記「（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」及び「(3)当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」に記載のとおり、本件取得を含む本完全子会社化手続について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、取締役会にて取引内容及び条件の妥当性を検討し、本件取得を含む本完全子会社化手続の実施の決定をしております。したがって、本件取得は、上記の当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本件取得を行うにあたり、本件取得を含む本完全子会社化手続の公正性の担保、恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のように、本件取得を含む本完全子会社化手続の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を行っております。

なお、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として当社が講じた措置につきましては、本件プレスリリースの「３．（５）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」等にてお知らせいたしましたとおりです。

①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本件取得を含む本完全子会社化手続の公正性を担保するために、当社及び当社の支配株主であるニュートンから独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない税理士法人ファザーズに当社普通株式の株式

価値の算定を依頼しました。なお、税理士法人ファザーズは、当社及び当社の支配株主であるニュートンとの間で本件取得を含む本完全子会社化手続に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。税理士法人ファザーズは、当社普通株式の株式価値算定のため必要となる情報を収集・検討するため、当社から将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けております。その結果、当社は、平成27年２月９日付で税理士法人ファザーズから株式価値算定書（平成27年２月算定書）を取得いたしました。

税理士法人ファザーズは、市場株価平均法、DCF 法及び類似会社比較法の各手法を用いて当社の株式価値算定を行っております。

上記各手法において算定された当社普通株式１株当たりの株式価値の範囲及び詳細につきましては、上記Ⅰ．１．(2)算定に関する事項をご参照ください。

②独立した第三者委員会の設置

また、当社は、平成27年１月23日、本件取得を含む本完全子会社化手続の検討に当たり、検討の透明性及び客観性を高め、本件取得を含む本完全子会社化手続の公正性を担保するために、取締役会の決議により、当社及び当社の支配株主であるニュートンと利害関係を有せず、かつ、当社株式を保有していない外部の有識者である坂本浩氏（公認会計士）並びに当社の社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ている落合洋司氏（弁護士）及び高野倉勇樹氏（弁護士）の３名で構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会に対して、全部取得条項付種類株式の制度を利用して当社をニュートンの完全子会社とする取引（以下本「②独立した第三者委員会の設置」及び下記「(3)当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要」において「本件取引」といいます。）が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、当社取締役会に対して答申することを依頼しました。第三者委員会の各委員と当社及びニュートンとの間には、落合洋司氏及び高野倉勇樹氏が当社の社外監査役であることを除き、現在及び過去において取引関係は一切なく、また、当社は当初からのこの３氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

第三者委員会は、平成27 年１月23日、同年１月29日、同年２月３日及び同年２月９日の合計４回開催され、本諮問事項について慎重に検討を行いました。

具体的には、第三者委員会は、当社及びニュートンに対して、本件取引を実施する目的、意義及び本件取引に関する考え方等についてヒアリング及び質疑応答を実施いたしました。また、第三者委員会は、税理士法人ファザーズが当社に対して提出した平成26年11月算定書に加えて、平成27年２月算定書のドラフトを参考にするとともに、税理士法人ファザーズから当社の株式価値評価に関する説明を受けているほか、当社及び当社のリーガルアドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から、本件取引に関する当社取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けています。

こうした検討を踏まえて、第三者委員会は、平成27年２月９日付にて、当社取締役会に対し、委員全員一致の意見として(a)本件取引は、ニュートングループ下で現在よりも一層機動的かつ一体的な営業活動を可能にするものであり、当社の企業価値向上策を実現するために有益であることが認められ、そのことにつき当社とニュートンとの間に認識の齟齬等があるとも認められないことから、当社が企業価値の向上を目的に本件取引を実施するものであると認められること、(b)第三者委員会の設置、独立した法律事務所からの助言、当社における利害関係を有しない取締役及び監査役による審議、独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得等、本件取引の公正性の担保、本件取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避が講じられていることが認められること、(c)(ⅰ)本件取引に際して当社の少数株主に対して交付される金銭等の価格は、少数株主に交付する金額として公正な金額であると認められること、(ⅱ)当社が、本件取引に際し、利益相反を回避し、本件取引の公正性を担保するための相応の措置を講じているものと認められること、(ⅲ)その他、当社の経営陣が殊更に当社の少数株主の利益よりも、親会社であるニュートンの利益を優先して行動したとか、殊更に公正さに欠ける措置をとったという事情は見いだせないこと等を踏まえれば、本件取引の際に当社の少数株主に対して交付される金銭等の価格が相当なものであると認められること等から、本件取引は、当社の少数株主にとって不利益なものであるとは認められない旨を内容とする答申書を当社の取締役会に提出しております。

③利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

さらに、当社は、本件取得を含む本完全子会社化手続に関する議案を決議した取締役会においては、利益相反の疑いを回避する観点からより慎重を期すため、まず、ニュートンの代表取締役を兼務している山岸英樹氏、ニュートンの取締役を兼務している山縣正則氏、ニュートンの取締役及び株式会社光通信の使用人を兼務している高橋正人氏、並びにニュートンの使用人を兼務している中西渉氏及び川崎雄二氏の５名を除く当社取締役３名（藤島義琢氏、増田幸太郎氏、松島宇之氏）のみが審議及び決議に参加し、参加した当社取締役の３名全員一致で決議を行いました（以下、かかる審議及び決議を「第１決議」といいます。）。その上で、仮にニュートンの取締役または使用人を兼務している上記５名が会社法第369条第２項に定める特別利害関係取締役には該当しないと解釈される場合には、第１決議は、同条第１項に定める取締役会の定足数を満たさないものであることになってしまうことを考慮し、第１決議に参加しなかった取締役のうち、ニュートンの取締役を兼務する山岸英樹氏、山縣正則氏及び高橋正人氏を除く２

名（中西渉氏及び川崎雄二氏）を加えた５名の取締役にて改めて審議及び決議を行っています（以下、かかる審議及び決議を「第２決議」といいます。）。よって、当社の取締役のうち、ニュートンの使用人を兼務する中西渉氏及び川崎雄二氏は第１決議の審議及び決議には参加せず、第２決議の審議及び決議にのみ参加しており、ニュートンの取締役を兼務する山岸英樹氏、山縣正則氏及び高橋正人氏はいずれの審議及び決議にも参加していません。

また、同様の観点から、ニュートンの取締役または使用人を兼務している山岸英樹氏、山縣正則氏、高橋正人氏、中西渉氏及び川崎雄二氏は、中西渉氏及び川崎雄二氏による第２決議の審議及び決議への参加を除き、当社の立場において本件取得を含む本完全子会社化手続に係るニュートンとの協議・交渉には参加していません。

第１決議及び第２決議に係る取締役会は、上記の観点から審議及び決議に参加していない取締役を除く取締役及び監査役全員が出席し、本件取得を含む本完全子会社化手続の諸条件について慎重に審議した結果、それぞれ、出席した取締役全員の一致で上記決議を行っており、また、それぞれ、出席した監査役のいずれからも当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議は述べられておりません。

④独立した法律事務所からの助言

加えて、これらの取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、当社及びニュートンから独立したリーガルアドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの、本件取得を含む本完全子会社化手続に関する当社取締役会の意思決定の過程・方法、その他法的留意点に関する必要な法的助言を踏まえ、本件取得を含む本完全子会社化手続に関する諸条件等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討いたしました。

(3)当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「（2）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」の「②独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社及び当社の支配株主であるニュートンと利害関係を有せず、かつ、当社株式を保有していない外部の有識者を含む委員により構成された第三者委員会から、本件取引は、当社の少数株主にとって不利益なものであるとは認められない旨の答申書を平成27年２月９日に取得しております。

当社は、以上を踏まえ、本件取得を含む本完全子会社化手続は、少数株主の利益を害するものではないと判断しております。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年２月10日

株式会社ウェブクルー
　取締役会　御中

監査法人アリア

代表社員
業務執行社員　公認会計士　茂　木　秀　俊　印

代表社員
業務執行社員　公認会計士　山　中　康　之　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウェブクルーの平成26年10月１日から平成27年９月３０日までの連結会計年度の第１四半期連結会計期間（平成26年10月１日から平成26年12月31日まで）及び第１四半期連結累計期間（平成26年10月１日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。
　四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
　当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論
　当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ウェブクルー及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第１四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項
　重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成27年２月10日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得について、平成27年４月８日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本臨時株主総会の開催予定日と同日に開催予定の普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会に付議することを決議した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1　上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。